

1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容		那覇市新都心公園等利用料金の減免	
根拠法令及び条項		那覇市新都心公園等の管理に関する条例 第8条	
審査基準	☒ 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) ☐ 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 ☒ する ☐ しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	令和5年7月14日	審査基準 最終変更年月 日	年 月 日
標準処理期間	☒ 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(4 日) ☐ 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	令和5年7月14日	標準処理期間 最終変更年月 日	年 月 日
所管部署	都市みらい部 公園管理課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

(利用料金の全部又は一部の免除)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市が主催する行事に利用する場合
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が教育上の目的で利用する場合
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設が児童福祉の目的で利用する場合
- (4) 本市が共催する行事に利用する場合
- (5) 公共団体又は公共的団体が公用又は公益のために利用する場合
- (6) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は知的障害者(児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された者をいう。)が利用する場合
- (7) 本市に住所を有する満65歳以上の者が利用する場合
- (8) 高校生以下の者が利用する場合
- (9) 前3号に規定する者が構成員の半数を占める団体が利用する場合
- (10) その他指定管理者が必要と認める場合